

税法入門コース「消費税」	学習スケジュール
---------------------	-----------------

日 程	学 習 テ ー マ		内 容
第 1 回	第 1 章	テーマ 1 消費税とは テーマ 2 内国消費税とは テーマ 3 納税の仕組み（国内取引） テーマ 4 申告書の提出（国内取引） テーマ 5 納税義務者（国内取引） テーマ 6 輸入取引 テーマ 7 総額表示	消費税は、なぜ課税されるか、どのようなときに課税されるかなど、消費税の概要について学習します。
第 2 回	第 2 章	テーマ 1 課税の対象（国内取引） テーマ 2 不課税取引（国内取引） テーマ 3 課税取引（国内取引） テーマ 4 非課税取引（国内取引） テーマ 5 課税標準額（国内取引） テーマ 6 輸入取引	消費税の前提取引及びそのうち実際に課税されるもの（課税取引）と課税されないもの（非課税取引）の違いについて学習します。
第 3 回	第 3 章	テーマ 1 売上返還等① テーマ 2 売上返還等②	消費税の申告書で控除されるもの（税額控除制度）について学習します。 控除対象仕入税額について、今回は原則的な課税方式を学習します。
	第 4 章	テーマ 1 貸倒れ等① テーマ 2 貸倒れ等②	
	第 5 章	テーマ 1 控除対象仕入税額① テーマ 2 控除対象仕入税額② テーマ 3 控除対象仕入税額③	
第 4 回	第 6 章	テーマ 1 仕入返還等① テーマ 2 仕入返還等②	控除対象仕入税額の例外的な課税方式（簡易課税制度）などについて学習します。
	第 7 章	テーマ 1 簡易課税① テーマ 2 簡易課税② テーマ 3 簡易課税③ テーマ 4 簡易課税④ テーマ 5 簡易課税⑤ テーマ 6 簡易課税⑥	

税法入門コース「消費税」

CONTENTS

第1章 消費税の概要

テーマ1 消費税とは	2
■消費税は一言でいえば買い物税	
テーマ2 内国消費税とは	4
■内国消費税とは日本で課税される消費税	
テーマ3 納税の仕組み（国内取引）	6
■消費税を負担するのは消費者	
テーマ4 申告書の提出（国内取引）	12
■消費税は期限までに納付する	
テーマ5 納税義務者（国内取引）	16
■消費税を税務署に支払うのは事業者	
テーマ6 輸入取引	28
■消費税を負担するのは輸入をした者	
テーマ7 総額表示	30
■総額表示の義務付け	

第2章 課税の対象

テーマ1 課税の対象（国内取引）	32
■消費税の対象取引は買物行為	
テーマ2 不課税取引（国内取引）	38
■取引要件を満たさないものは不課税取引	
テーマ3 課税取引（国内取引）	42
■ほとんどの取引は課税される	

テーマ 4	非課税取引（国内取引）	46
■非課税取引は限定列挙		

テーマ 5	課税標準額（国内取引）	54
■課税標準を構成するのは課税取引		

テーマ 6	輸入取引	58
■消費税の対象取引は買物行為		

第3章 売上げに係る対価の返還等

テーマ 1	売上返還等①	62
■売上げのマイナスは申告書で控除		

テーマ 2	売上返還等②	64
■マイナスとなったら直ちに控除		

第4章 貸倒れに係る消費税額

テーマ 1	貸倒れ等①	70
■売上代金の貸倒れは申告書で控除		

テーマ 2	貸倒れ等②	72
■貸倒れたら直ちに控除		

第5章 控除対象仕入税額（原則）

テーマ 1	控除対象仕入税額①	76
■支払った消費税は申告書で控除		

テーマ 2	控除対象仕入税額②	78
■会計とは違う消費税の売上げと仕入れ		

テーマ 3	控除対象仕入税額③	94
■仕入れをしたら直ちに控除		

第6章 仕入に係る対価の返還等

テーマ1 仕入返還等① 100

■仕入のマイナスは申告書で加算

テーマ2 仕入返還等② 102

■マイナスとなったら直ちに加算

第7章 控除対象仕入税額（特例）

テーマ1 簡易課税① 108

■控除対象仕入税額を簡便計算する

テーマ2 簡易課税② 110

■簡易課税の選択には届出が必要

テーマ3 簡易課税③ 114

■割合（みなし仕入率）は法定されている

テーマ4 簡易課税④ 122

■みなし仕入率を研究する

テーマ5 簡易課税⑤ 126

■2種類以上の事業を営む場合の原則

テーマ6 簡易課税⑥ 128

■2種類以上の事業を営む場合の特例

付録 確認総まとめチェック問題

1

消費税とは

消費税は一言でいえば買い物税！

Theme

・ POINT

消費とは
「買い物」の先には必ず「消費行為」が存在する。
「消費」とは、何かを費やし、何かを消す、と書くが、お金を使って何かをする、と考えればよい。

・ MEMO

導入の経緯
消費税は平成元年に導入され、当初は3%の割合で課税されていたが、その後、平成9年の改正による税率アップを経て5%となり、平成26年4月1日からは8%の割合で課税されている。
「金あるところに税金あり」という諺があるように、国や地方自治体は様々な理由をつけて課税しようとするものである。
消費税は非常に大きな財源として国などにとっても魅力ある商品のひとつなのである。
なお、平成31年10月からは税率10%となる予定である。

■ 消費税とは何か

まず、はじめに消費税でいうところの消費とは、皆さんが毎日行う「買い物」と考えてみてください。

百貨店で食料や衣料品を買う。書店で本を買う。すべて普段の「買い物」です。

そして、このような「買い物」の先には「消費」という行為が存在します。ご飯を食べる。服を着る。本を読む。すべて広い意味での「消費行為」と呼ぶことができます。

消費税では、これらの「買い物」を「消費」の前提取引と考えて、「買い物」の時点で一律に8%の税を徴収することになっているのです。

■ 消費税はなぜ課税される

次に、消費税が課税される理由について考えてみましょう。

この理由は単純なもので「買い物」できる人はお金を持っているのだから、購入代金の8%ぐらいいは消費税を負担し、財政に協力してください、というものです。

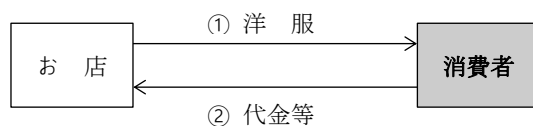
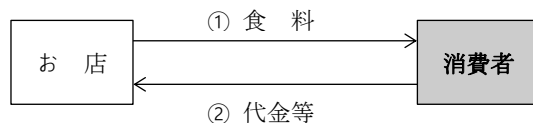
裏を返せば、消費税を負担するのは皆さん消費者一人一人ということにもなるのです。

その結果として、平成元年に消費税が導入されてからは、皆さんは財布からお金を出すたびに消費税を負担していることになるわけです。

消費の具体的行為

(1) 商品等の消費・使用

皆さんが食料や衣料品などを購入する行為がこれにあたります。



(2) サービスの消費・使用

皆さんが電車に乗ったり，理容室で髪を切ってもらう行為がこれにあたります。

